高齢福祉課長 様 障がい福祉課長 様 子育て支援課長 様 児童家庭課長 様

> 新型コロナウイルス 感染症対策本部事務局長

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について (通知)

このことについて、先に通知しました令和4年1月28日付け3健第13052 号「感染急増時における濃厚接触者等の対応について」に関連し、厚生労働省より 待機期間の短縮の事務連絡がありましたので、お知らせします。

つきましては、本通知に基づく対応の御協力をお願いするとともに、関係機関へ 周知いただきますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 厚生労働省通知による改正内容
 - (1) 濃厚接触者の待機期間を最終曝露日から原則7日間とし、8日目に解除
 - (2) 社会機能維持者である濃厚接触者は、4日目及び5日目に抗原定性検査キットを用いた自費検査で陰性確認後、5日目から解除が可能
 - (3)無症状患者の療養解除基準について、検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする
 - (4) 上記(1)(3)の場合であっても、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求める
- 2 改正に伴う本県の対応

令和4年1月28日付け3健第13052号「感染急増時における濃厚接触者等の対応について」の通知内容について、今回の改正を反映し県庁ホームページに掲載しておりますので、御参照願います。

○福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト 「新型コロナウイルスに感染した時の対応について(感染急増時)」 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html

